



## 自社商品のインターネット販売に興味のある方 ニッポンセレクト.comを活用してみませんか？

全国商工会連合会公式サイト「ニッポンセレクト.com」では、全国の中小企業・小規模事業者から募った約10,000アイテムを、現在インターネットにて全国販売を行っています。

さらなる販売強化に向けて「産地直送方式」にて、新たな出品事業者の募集が間もなく始まります。県外への販路拡大に取り組みたい事業者の皆様、ぜひご活用ください！

### ○ニッポンセレクト.comの特徴○

- 出品料が無料** 出品に関する申込み費用がかりません。
- 商品撮影が無料** 専門のカメラマンとライターが商品の撮影キャッチコピーを制作し、商品の魅力を引き出します。
- 物流費が無料** 物流会社から配達伝票を作成してお送り又はお持ちしますので、梱包商品に貼って送るだけです。
- 決済代行が無料** 決済手続きはすべて運営事務局が代行します。

※「ニッポンセレクト.com」の詳細や出品方法については、商工会までお問合せください！



## IT導入補助金（A類型）の二次公募が間もなく始まります

IT導入補助金は、飲食・宿泊・卸売・小売・建設・運輸・医療・介護等、幅広い業種の中小・小規模事業者が「生産性向上」に役立つITツールを導入する際に、その経費の一部を補助する制度です。

申請手続きについては、IT導入支援事業者（補助金事務局に登録・認定されたIT関連事業者）のサポートを受けることとなります。

- 補助対象経費** ソフトウェア費、導入関連費  
※補助金のホームページに公開されているITツールが対象となります。
- 補助金の上限額・下限額・補助率** 下限：40万円～上限：150万円 補助率 1/2以内
- 申請期間** （二次公募）7月17日（水）～8月23日（金）
- 注意事項** 交付決定前に契約・導入され発生した経費は補助対象となりません。  
※詳しくはIT導入補助金ホームページをご覧ください。 URL：<https://www.it-hojo.jp/>

## 新任職員挨拶



【一般契約職員 坪内 栄子（つぼうち えいこ）】

5月から坂井市商工会本所にて働かせていただいております坪内栄子です。まだわからないことが多いですが、少しでも早く会員の皆様にご信頼され、お役に立てるよう努力致しますので、よろしくお願いたします。



【一般契約社員 坪田 香織（つぼた かおり）】

5月から坂井市商工会本所に勤務となりました、坪田香織と申します。まだまだわからないことが多いですが、少しでもはやく皆さまのお役に立てるよう勉強して頑張りますので、どうぞよろしくお願いたします。



〔第109号〕

発行 坂井市商工会

本所 坂井市坂井町下新庄第2号10番地1  
TEL 0776-66-3324 FAX 0776-67-7023  
三国支所 坂井市三国町北本町3丁目2番12号  
TEL 0776-82-5055 FAX 0776-81-7055  
春江支所 坂井市春江町江留下相田35-1  
TEL 0776-51-2211 FAX 0776-51-5596  
丸岡支所 坂井市丸岡町一本田第5号76番地  
TEL 0776-66-6555 FAX 0776-66-0300

7月号  
2019.7



## 坂井市プレミアム付商品券事業 取扱事業所を募集しています！

### ○プレミアム付商品券事業とは？

10月からの消費税引き上げが、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯向けにプレミアム付商品券を発行・販売します。

【発行総額】 387,500,000円	【発行者】 坂井市	500円券×10枚=5,000円分（1セット）を4,000円で販売します。
【販売総額】 310,000,000円	【プレミア率】 25%	お一人様5セット20,000円まで購入できます。
【発行額面】 500円		
【商品券の使用期間】 令和元年10月1日（火）～令和2年3月1日（日）		

### ○取扱店になるには？

**坂井市プレミアム付商品券の取扱事業者は登録制です。**

今月号に同封のチラシ裏面の取扱申込書に必要事項を記入の上、商工会あてにお申込ください。後日、取扱店名簿を作成し購入対象者向けに周知します。

【募集期間】 7月1日（月）～8月30日（金）

○取扱店説明会 9月19日（木）14：00～ 坂井市商工会本所にて行ないます。



## 準備できていますか？キャッシュレス決済の導入はお早めに！

消費税増税に伴い、キャッシュレス決済で商品等を購入した消費者に対する「ポイント還元事業」が実施されます。この事業では2019年10月～2020年6月までの9ヶ月間限定で、キャッシュレス決済を利用した消費者に対しポイントが還元されるため、小規模事業者でもキャッシュレス決済の利用率が高まることが予想されます。

まだ対応できていない事業者の皆さん、10月が近くなると手続きが込み合うことが予想されますので、ぜひお早めに対応、ご相談ください。

### キャッシュレス決済とは？

クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済など電子的に繰り返し利用できる決済手段のことです。

### ポイントの還元率は？

一般の中小・小規模事業者では5%、フランチャイズの事業者では2%分のポイントが消費者に還元されます。

### キャッシュレス端末を導入するのに必要な費用は？

一般の中小・小規模事業者に対しては、負担ゼロで端末を導入できる優遇措置がもうけられています。さらに加盟店手数料率は3.25%以下に引き下げられ、その3分の1を国が負担します。

### 「ポイント還元が受けられる店」になるにはどうすればいいの？

登録されたキャッシュレス決済事業者（クレジットカード会社等）に申請し決済ツールを導入することで消費者がポイント還元を受けられるようになります。

詳しくは、**キャッシュレス消費者還元事業ホームページ (<https://cashless.go.jp/>)** をご覧ください。

⇒軽減税率への対応も必要！という方には「レジ補助金」もあります。次のページに概要と活用パターンを掲載していますので、ご覧ください。



「軽減税率制度」と「キャッシュレス決済」  
自店に合った補助制度を選んで活用してください!



# キャッシュレス決済端末の 支援について

《軽減税率対策補助金とキャッシュレス・消費者還元事業の比較》

## 制度概要

### 軽減税率対策補助金

本制度は、飲食料品等を扱う中小・小規模事業者の軽減税率対応を支援する目的から、複数税率対応のレジと併せて、付属機器として決済端末等を導入する際に係る費用を補助することとしている。

#### 中小・小規模事業者が購入するもの

- ① 複数税率対応のレジ本体
  - ② レジに付属する機器 (決済端末を含む)
  - ③ 設置に要する経費
- 必要な経費の1/4を  
中小・小規模事業者が負担  
残りの3/4を国が補助

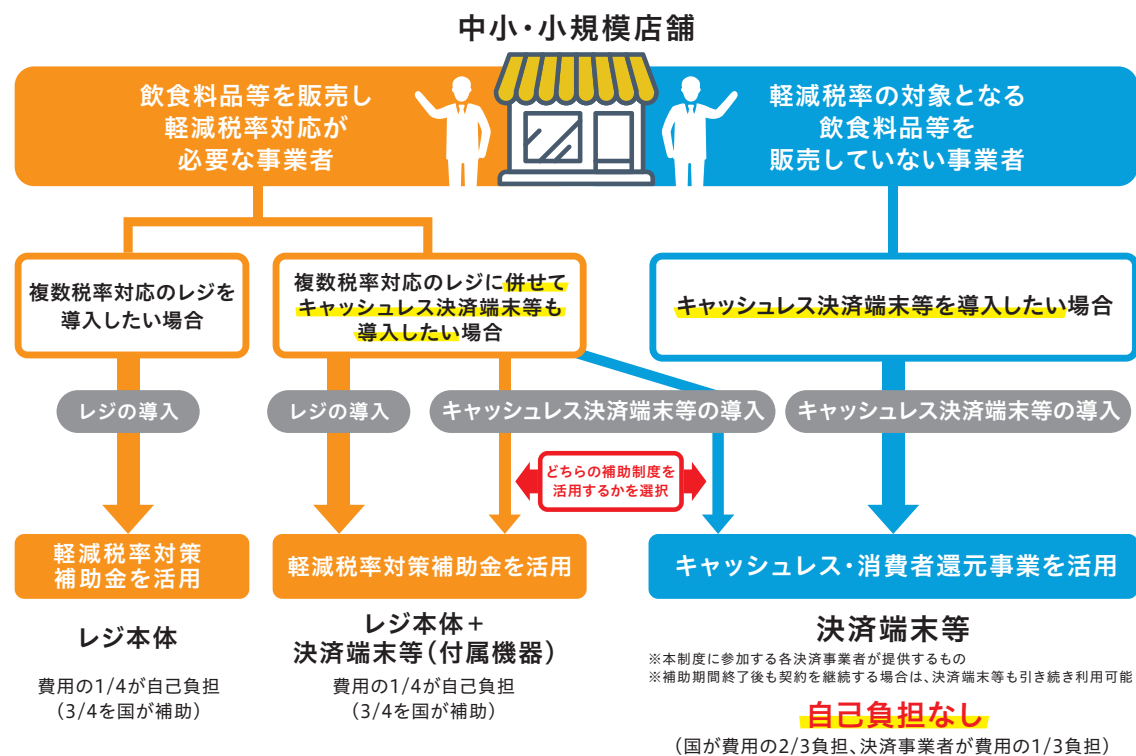
### キャッシュレス・消費者還元事業

本制度は、消費税率引上げ後の消費喚起と中小・小規模事業者のキャッシュレス化を推進する目的から、決済手数料の補助に加えて、キャッシュレス決済端末の導入に係る費用を幅広く補助することとしている。

#### 本制度に参加する各決済事業者が提供するもの

- ① キャッシュレス決済端末
  - ② 決済端末の利用に必要な付属機器
  - ③ システム利用料、設置費用等
  - ④ タブレット、スマートフォン等
- 自己負担なし

## 制度の活用パターン



「レジの購入」と「キャッシュレスの導入」どちらも手続きに時間がかかることが予想されます。申込が遅れて10月に間に合わない!ということがないように早めの対応をお願いします。



## キャッシュレス・消費者還元事業に関する説明会のご案内

キャッシュレス決済導入を検討されている事業所や導入済みであっても対象店舗となるための手続き等に興味のある事業者の皆様向けの説明会が開催されます。

説明会への参加申し込みにつきましては事前エントリーが必要なため、参加希望の方は下記URLより直接申し込みいただきますようお願いいたします。

【福井市会場】日 時 7月22日(月) 14:00~16:00

場 所 福井商工会議所 コンベンションホールB

申し込みURL <http://cashless.go.jp/franchise/session-todofuken.html>

※会場の定員に達し次第事前エントリーが終了となるため、早めに申し込み下さい。



## 労働契約等解説セミナー2019のご案内

労働者や事業主、人事労務担当者などを対象に、雇用される側(労働者)と雇用する側(使用者)をつなぐルールである「労働契約」について、基本的な事項をわかりやすく解説するセミナーが開催されます。

【対象者】どなたでも参加できます(事業主・人事労務担当者・労働者など)

【開催日】8月28日(水)

【会場】福井県国際交流会館 第3会議室

【時間】受付: 12:00~13:00

セミナー: 13:00~15:45

個別相談: 15:45~16:45

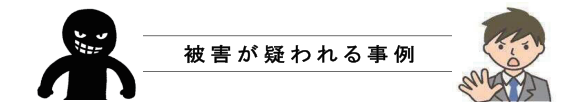
- 【内容】
1. 労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎について
  2. 無期転換ルールについて
  3. 副業・兼業の促進について

【申込方法】専用webサイト (<http://労働契約等解説セミナー.site/>) より お申込ください。

受講料  
テキスト費  
無料

## ~経営者の皆様~ その資金調達 大丈夫ですか?

中小企業の経営者を狙い、売掛債権等を譲渡して資金を調達する「ファクタリング」を装って、貸金業登録のない業者が、債権を担保とした違法な貸付けを行っている事案が確認されています。



- 債権の買取代金が、債権額に比べて著しく低額であったり、高額な手数料が差し引かれる
- 契約書に「売買契約」であることが定められていない
- 譲渡した債権の回収(集金)が売主(あなた)に委託されており、回収することができなかった場合に、売主による債権の買戻しや買主(買取業者)による償還請求が行われることになっている

あやしいと感じたら、右記の相談窓口にご相談ください。

## ご連絡・お問い合わせ先

あやしい業者に関する相談窓口  
金融庁 金融サービス利用者相談室  
受付時間: 平日10:00~17:00  
■ 0570-016811  
03-5251-6811 (IP電話からの場合)

各財務局の貸金業者に関するお問い合わせ先  
北陸財務局金融監督第2課  
■ 076-292-7854

警察  
■ #9110 (各都道府県警察相談ダイヤル)

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター  
■ 0570-051051  
03-5739-3861 (IP電話からの場合)

資金繰りに関する相談先  
近畿経済産業局中小企業課  
■ 06-6966-6023